

平成19年度
第1回高松市国分寺地区地域審議会臨時会
会 議 録

と き：平成19年7月19日（木）

と ころ：高松市国分寺支所 2階会議室

平成19年度 第1回高松市国分寺地区地域審議会臨時会 会議録

1 日時

平成19年7月19日(木) 午後6時開会・午後7時3分閉会

2 場所

高松市国分寺支所 2階会議室

3 出席委員 12人

会長 土井 信 幸 副会長 中 山 美恵子 委員 帯 包 洋 子 委員 川 染 節 江 委員 木 村 直 美 委員 佐々木 英 典		委員 白 井 加壽志 委員 千 田 穰 一 委員 中 西 貢 委員 平 岩 久 委員 丸 山 眞寿美 委員 吉 森 敏 多
--	--	--

4 欠席委員 1人

増井 知子

5 行政関係者

地域振興課長補佐 加 茂 富 義 地域振興課係長 熊 野 勝 夫 企画財政部長 岸 本 泰 三 企画財政部次長企画課長事務取扱 加 藤 昭 彦		企画課企画担当課長補佐 諏 訪 修 司 企画課企画担当課長補佐 山 下 光 企画課企画担当課長補佐 谷 本 裕 巳
---	--	--

6 事務局

高松市参与国分寺支所長		支所課長補佐	武 下 文 男
	福 井 則 史	支所課長補佐	鎌 田 良 博
支所課長	伊 藤 憲 二	管理係主任主事	宮 武 昌 広

7 オブザーバー

国分寺選挙区選出高松市議会議員	森川 輝男
国分寺選挙区選出高松市議会議員	西岡 章夫
国分寺選挙区選出高松市議会議員	落合 隆夫

8 傍聴者 1人

会 議 次 第

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 議 事

(1) 協議事項

高松市新総合計画（仮称）基本構想（素案）について

4 その他

5 閉 会

※ 審議会終了後、勉強会を開催予定

午後6時 開会

会議次第1 開会

○事務局（武下） お待たせをいたしました。ただいまから平成19年度第1回高松市国分寺地区地域審議会臨時会を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては何かと御多忙のところ、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

始めに、開会に当たりまして、土井会長より、ごあいさつを申し上げます。

○土井会長 地域審議会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、夜の開催にもかかわらず、会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、先般、6月20日の第1回地域審議会において、建設計画に係る平成20年度から22年度の実施事業策定のための取りまとめ依頼がございました。取りまとめた実施事業は、現在、市が作成中の高松市新総合計画（仮称）の中で、3ヶ年の短期的な計画となる、まちづくり戦略プランとして位置付け、どのような事業を行っていくかを取りまとめることとなります。

また、大きな政策や施策レベルで、長期的な展望となる基本構想については、現在、素案が公表されたばかりでございます。

このようなことから、今後、委員の皆様方に、実施事業を検討していく上で、基本構想の素案を知っていただくということは、大変重要であり、必要不可欠であるとの観点から、本日、担当部局より説明をいただく運びとなった次第です。

最後になりましたが、委員の皆様方には、本日の説明を生かして、今後の活動に、役立てていただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、開会に当たってのごあいさつといたします。

○事務局（武下）ありがとうございました。なお、議事に入ります前に、会議の進行等について注意事項なり、お願いをいたしておきます。

合併協議において、本地域審議会の会議は公開することとなっており、傍聴につきましては、本審議会協議第9条により傍聴内規を定め、傍聴人の定員を20人とし、傍聴の手順等を定めておりまして、本日の会議につきましてもこの内規に沿って、傍聴をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

なお、傍聴人の方々におきましては、傍聴証の裏面にあります事項を遵守していただき、審議会の審議を妨げることはないよう、よろしくお願いいたします。

また、本地域審議会の会議につきましては、会議録を作成することとなりますので、御発言をされる場合には、まず、議長の許可を得た後、誠に恐れ入りますが、お手元のマイクのスイッチを押していただき、お名前を先に申し出ていただいてから、御発言をされますようお願いを申しあげます。以上です。

それでは、以後の進行につきましては、本審議会協議第7条第3項の規定により土井会長に会議の議長をお願いいたします。

○議長（土井会長） 本審議会の規定により、私の方で議長を務めさせていただきます。円滑な議事の進行に御協力のほど、よろしくお願いいたします。

まず、本日の出席状況の報告でございますが、増井委員さんから、家庭の事情により欠席されるとの御連絡をいただいております。したがって、本日は、13名の委員中、12名の出席となっており、本審議会協議第7条第4項の規定により、会議として成立しておりますことを御報告申しあげます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

○議長（土井会長） 会議次第2、会議録署名委員の指名でございますが、会議録の署名委員は、本地域審議会の名簿順にお願いしております。本日は、吉森敏多委員さん、平岩久委員さんのお二人をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会議次第3 議事

○議長（土井会長） それでは、会議次第3の議事に入らせていただきます。

本日は、「高松市新総合計画（仮称）基本構想（素案）について」を議題といたします。

最初に、7月3日の勉強会において、配布いただきました高松市新総合計画（仮称）基本構想（素案）の資料に沿って、加藤企画財政部次長より説明をいただきまして、終了後、質疑に移りたいと思います。

では、加藤企画財政部次長、よろしくお願いいたします。

○加藤企画財政部次長 企画課の加藤でございます。本日は、このような機会を設けていただきまして、ありがとうございます。それでは、座って説明させていただきます。

それでは、総合計画の基本構想の素案につきまして、御説明をさせていただきます。資料に基づく説明の前に、基本構想とはどういったものかということ、口頭で、簡単に、説明させていただきます。

ちょっと硬い話ですけど、地方自治法という法律がございまして、その中で、市町村は、議会の議決を得て、この基本構想を定めなければならないというふうに義務付けられております。その基本構想とはどういったものかと言いますと、構想でございますので、細かいことは、一応、書かないということになっています。例えば、地域の将来像を示すようなもの、その将来像を達成するために必要な施策、大綱と言いますか、どういった施策を展開していくか、そのようなものを内容とするものでございます。

先ほど申しあげましたように、構想ということでもありますので、具体的な事業については、この中で触れることは適当でないという国の考え方もございます。基本構想は、そういったものでございます。その点を理解していただいた上で、これから、説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料に基づきまして、説明をさせていただきますが、資料のない方、おいでませんか。よろしいでしょうか。はい、それでは、説明させていただきます。

表紙をめくっていただきますと目次がございます。まず、目次を御覧いただきたいと存じます。目次がございますように、大きなかぎ括弧で序論というのがございます。序論がありまして、その下の方に、基本構想というのがございます。そして、次のページを見ていただきますと、地域別まちづくり。そして、総合計画の推進という大きく4つの部分がございます。今回のこの冊子は、4つの部分から構成をしているものでございます。このうちの2つ目の基本構想、まさしく基本構想でございますが、この部分が、議会の議決の対象となるものでございます。それでは、順次、説明をさせていただきます。

最初に序論がございますが、それをめくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

1ページでございます。1といたしまして、計画策定の目的を記載しております。そこに記載しておりますようなことで、今回、計画を策定しようとするものでございます。次の2は、計画の名称でございます。名称は、第5次高松市総合計画〇〇〇ということで、空欄となっております。恐れ入りますが、現段階、検討中でございます。この名称につきましては、次の原案を策定する段階で、お示しをさせていただきたいと考えております。

続きまして、2ページをお願いします。3の総合計画の構成でございますが、表にございますように、総合計画は、基本構想とまちづくり戦略計画、これは実施計画という意味合いのものでございますが、この2つの部分から構成されるものでございます。この下側には、この2つの基本構想とまちづくり戦略計画、そして、市にいろいろな中期計画がご

ざいますが、これらの関係を概念図として、お示しをいたしております。

次に、右側のページに参りまして、4の計画の期間でございます。基本構想の全体の期間につきましては、平成20年度から27年度までの8年間とするものでございます。また、まちづくり戦略計画の期間は、3年間といたしまして、2年間ごとに見直しを行うローリング方式といたしております。下の図を見ていただきますと分かりますように、基本構想は、全体で8年間でございますが、戦略計画につきましては、まず、最初の第1期の計画が、20年度から22年度までの計画で、2年目、21年度に見直しを行いまして、3年目からは、新しい3ヶ年の計画が始まるというローリング方式といたしております。

次に、5番目の計画の対象区域でございますが、対象区域につきましては、基本的には高松市全域としますが、必要に応じて、市域外も含めるものといたしております。

続きまして、4ページをお願いいたします。6として、時代の潮流ということ掲げております。そこに書いておりますように、新しい高松市が持続的に発展していくためには、社会経済情勢や地域を取り巻く環境など、いわゆる、時代の潮流を的確にとらえてまちづくりを進めていく必要がございますが、ここでは、時代の潮流を、そこに書いておりますような(1)の人口減少、少子・高齢社会の到来から、次のページの(6)になりますが、安全・安心の確保、これまでの6つの視点に整理をしたものでございます。このような6つの項目を、時代の潮流として、特に、とらえたものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。7の現況と特性でございますが、本市の課題を明らかにするために、現状を分析したものでございます。6ページから14ページまで、最初は、人口動態でございますが、いろんな項目について、本市の現状を分析いたしております。

例えば、10ページを御覧いただきたいと存じますが、10ページは、拠点性の確保という視点で、現状を分析したものでございます。アは、国の出先機関の四国内の配置状況、イは、同じく、企業の配置状況を記載しております。御覧のように、四国内では、本市が優位性を保っているということが、お分かりになるかと思えます。

次に、13ページを御覧いただきたいと思えます。13ページは同じようなことで、年間の卸売業販売額と下側の小売業販売額を、四国の県と4市で、平成6年と11年と16年の3つの年の経年変化を比較したものでございます。上側の卸売業販売額につきましては、若干の変動がございますが、依然として、本市が、優位性を保っているということが分かります。しかしながら、下側の小売業販売額を見ますと、平成6年には、本市が、かな

り、差をつけておりましたが、平成16年の段階では、松山市に、抜かれているという状況がお分かりかと思えます。

こういったことで、いろんな視点から、本市の現状を分析したものでございます。これが14ページまででございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。15ページは、8といたしまして、まちづくりの基本的考え方でございます。本市を取り巻く社会環境の変化や、市民ニーズを踏まえまして、そこに記載しております5つの視点を、まちづくりに当たっての基本的な考え方とするものでございます。(1)は、ソフトの重視という視点でございます。最後の三行あたりに書いておりますように、これまでの機能性や利便性の追及とともに、ソフト戦略を重視する方向へと転換を図り、真の豊かさを実感できるまちづくりの展開を目指すものとしております。次に、(2)は、拡大基調からの転換でございまして、最後の行にございますように、いわゆる、コンパクトで、持続可能な都市づくりを目指すものでございます。3つ目が、州都機能の確保と交流人口の拡大ということでございまして、まずは、州都機能の確保を視野に入れた都市づくりを進めるということ、そして、交流人口の拡大を目指すということの視点を、そこに、掲げております。(4)は、地域コミュニティを軸としたまちづくりでございます。そして、(5)が、地域の未来と活力を支える人づくりでございます。以上、5つの視点が、まちづくりの基本的な考え方でございます。

それでは、次に、基本構想について御説明いたします。ページをめくっていただきますと基本構想部分の表紙がございます。その後、17ページを御覧いただきたいと思います。

まず、1の、目指すべき都市像でございますが、これにつきましても、先ほどの計画の名称と同じように、現在、検討中ということで、現段階では、未定稿とさせていただきます。

次に、2の、まちづくりの目標でございますが、ここでは、6つのまちづくりの目標を、掲げております。まず、1番目の目標が、心豊かな人と文化を育むまちでございまして、分野で申しますと、教育・文化などを中心とする分野でございます。次に、2番目の目標が、人と環境にやさしい安全で住みよいまちでございまして、環境・生活環境、あるいは、安全・安心などの分野でございます。3番目の目標は、健やかにいきいきと暮らせるまちでございまして、健康福祉分野でございます。4番目の目標は、人がにぎわい活力あふれるまちでございまして、環境、観光、産業、交流などの分野でございます。次に、5番目の目標が、道州制時代に中枢拠点性を担えるまちでございまして、都市基盤整備でありま

すとか、情報などの分野でございます。そして、最後に、6番目の目標は、分権型社会にふさわしいまちでございまして、協働のまちづくりや行財政改革などを内容とするものでございます。

次に、3の施策の大綱でございますが、ただいまの6つの目標の実現に向けて、施策を展開していくための考え方を、このように、施策の大綱として定めたものでございます。次のページを御覧いただきたいと思っております。18ページからはこの施策の大綱、まず、その中でも、施策の体系を記載しておりますが、今回、この施策大綱、体系をまとめるのに当たりましては、先般、市長選挙がございまして、市長が、いわゆる、マニフェストというのを示しておりますが、その中の政策・施策の反映、また、先ほど御説明いたしました時代の潮流、これらに、的確に対応できるまちづくりということを視点に、このような施策大綱をまとめたものでございます。

それでは、18ページを御覧いただきたいと思っております。18ページからは、目標ごとに施策の体系を示しておりますが、構成といたしましては、一番最初に目標がございまして、その後に政策、そして、その政策に基づく施策を記載いたしております。18ページの最初の目標でございます、心豊かな人と文化を育むまちということで体系を記載しておりますが、御覧のように、ここでは、5つの政策がございまして、そして、それぞれ、それに基づく施策を記載のように掲げております。これらにつきましては、後ほど説明をさせていただきます。

次に19ページでございますが、19ページは、2番目の目標でございます。分野で申しますと、環境・生活環境、安全・安心などの分野でございますが、御覧のように政策といたしましては、4つの政策がございまして、そして、それぞれ、そこに記載しておりますような施策を掲げております。

20ページをお願いいたします。20ページは、3つ目の目標でございます、健やかにいきいきと暮らせるまちでございまして、健康福祉分野でございまして、政策は、3つございます。最初の政策が子育て支援、そして、2つ目が健康づくり、健康の分野でございます。そして、最後の政策が福祉ということで、3つの政策を掲げております。

続きまして、21ページをお願いいたします。4つ目の目標でございますが、人がにぎわい活力あふれるまちでございまして、観光、産業、交流などの分野でございます。ここでは、4つの政策がございまして、御覧のように、最初が、観光・コンベンションの振興、以下、4つ目の、人が行きかう多彩な交流の促進まで、4つの政策を掲げているものでござ

ざいます。

続きまして、22ページをお願いいたします。22ページの上側には、5番目の目標でございまして、道州制時代に中枢拠点性を担えるまちでございまして。ここでは、5つの政策がございまして。御覧のとおりでございまして、それぞれ、関連の施策を掲げておるものでございまして。そして、最後、下側にございまして6番目の目標が、分権型社会にふさわしいまちでございまして、ここでは、協働のまちづくり、また、行財政改革などを内容といたしております。ここでは2つ政策がございまして、最初の政策が、コミュニティを軸とした協働のまちづくりでございまして。現在の総合計画におきましては、市政運営における、この地域コミュニティの位置付けが明確でなかったことから、今回、このように、新たに、政策として、コミュニティを軸とした協働のまちづくりと、明確に位置付けることとしたものでございまして。また、次の政策、社会の変革に即応した行財政運営におきましては、行財政改革の他、香川県などとの連携を施策として掲げているものでございまして。

以上が施策体系でございまして、冒頭、申しあげましたように、これらの施策に基づき、それを実現するための具体的な事業を実施していくわけでございまして、それらにつきましては、これは、基本構想でございましてので盛り込まれておりません。具体的な事業につきましては、まちづくり戦略計画、そちらの方に盛り込まれることとなります。

続きまして、23ページを御覧いただきたいと思っております。23ページからは、先ほど施策の体系を説明いたしましたが、23ページ以降は、目標ごとに、施策の大綱ということで、こういった文章表現で記載をいたしております。見方でございまして、23ページですと最初の目標でございまして。最初に目標がございまして、その下に、枠囲みで書いておりますが、この枠囲みの中には、ここでの取組の総括を記載をいたしております。その下に、黒い四角がございまして。黒い四角がいくつかございまして、これは、先ほどの政策ごとに、現状と課題、その対応方針を記載したものでございまして。

続きまして、24ページをお願いいたします。24ページの下の方に、政策という少し大きな文字、太い文字がございまして、ここでは、先ほど御説明いたしました政策ごとに、その政策を実現するために、どのような施策を展開していくかということに記載をいたしております。

まず、最初の①は、基本的人権を尊重する社会の確立という政策でございまして。施策といたしましては、文章の下側に書いてありますように、人権を大切に社会づくり、そして、平和を大切に社会づくりを推進することといたしております。

次に、25ページの②でございます。男女共同参画社会の形成でございますが、施策といたしましては、男女共同参画の社会づくりといたしております。

次の③は、生きる力を育む教育の充実でございます。施策といたしましては、学校教育の充実、学校教育環境の整備、家庭教育の向上、青少年の健全育成、子どもの安全確保、高等教育の充実という施策を掲げております。このうち、子どもの安全確保という施策でございますが、現行の計画では、こういった施策はございません。近年の状況を踏まえまして、新たに、こういった施策を設けたものでございます。

次の④は、心豊かな生涯学習社会の形成でございます。施策といたしましては、生涯学習の推進、スポーツ・レクリエーションの振興の2つを掲げているものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。⑤の地域に根ざした文化芸術の創造と振興という政策でございますが、施策といたしましては、文化芸術活動の推進、文化芸術を創造する環境づくり、そして、文化財の保存と活用の3つを掲げているものでございます。

続きまして、27ページをお願いします。2番目の目標の、人と環境にやさしい安全で住みよいまちでございます。政策は28ページにございますので、28ページを御覧いただきたいと思っております。

28ページの政策の①、環境と共生する持続可能な循環型社会の形成でございます。施策といたしましては、環境保全活動の推進、ごみの発生抑制・減量・リサイクルの推進、一般廃棄物の適正処理の推進、産業廃棄物の適正処理の促進、そして、不法投棄の防止を掲げております。このうち、不法投棄の防止につきましては、現行計画にはございませんが、新たに、施策として、位置付けたものでございます。

次に、②の、豊かな暮らしを支える生活環境の向上でございますが、施策といたしましては、居住環境の整備、身近な道路環境の整備、みどりのまちづくり、河川・港湾の整備、そして、下水道・合併処理浄化槽の整備を掲げているものでございます。

次に、右側のページ、29ページの③、水を大切にすまちづくりでございますが、施策といたしましては、水の環境利用と節水の推進、安全で安定した水道水の供給を掲げております。

次に、④の、安全で安心して暮らせる環境の整備という政策でございます。非常に広い分野にわたっておりますが、施策といたしましては、消防体制の整備、危機管理体制の整備、防犯対策の推進、生活衛生の向上、交通安全対策の充実、そして、消費者の権利保護と自立促進を掲げているものでございます。この中で、危機管理体制の整備という施策に

つきましては、現行計画ではございません。近年、今般の地震のような大規模災害、あるいは、テロでありますとか、一方、鳥インフルエンザでありますとか、いろんな危機管理が想定されますが、それに備えるために、これらの施策を位置付けたものでございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。30ページは、3番目の目標でございますが、健やかにいきいきと暮らせるまちでございますが、31ページのほうに政策を記載しております。

まず、31ページの①、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりでございますが、施策といたしまして、家庭・地域における子育て支援、子育てと仕事の両立支援を掲げております。

次に、②の、健やかに暮らせる環境づくりでございますが、施策といたしましては、健やかに暮らすための健康づくりでございますが、これは文中にございますように、生涯を通じた健康づくりや食育の推進、各種健康診査などの保健サービスの充実、介護予防や感染症対策の取組により、健やかに暮らすための健康づくりを推進しますと、そのような、表現にさせていただいております。そして、その他の施策といたしましては、医療体制の充実、そして、次のページになりますが、社会保障制度の適切な運営としております。

続きまして③、いきいきと共に暮らせる福祉環境づくりでございますが、施策といたしましては、みんなで支え合う地域福祉の推進、障害者の自立支援と社会活動への参加の促進、高齢者の生活支援と社会活動への参加の促進、そして、生活困窮者の自立支援を掲げているものでございます。

次に、33ページをお願いいたします。4番目の目標でございますが、人がにぎわい活力あふれるまちでございます。34ページのほうに、政策を記載いたしております。

まず、①の、魅力あふれる観光・コンベンションの振興でございますが、施策といたしましては、地域性豊かな特色ある観光資源の創造、観光客の誘致・交流の推進といたしております。

続きまして、②の、地域を支える産業の振興・地域経済の活性化でございますが、施策といたしましては、商工業の振興と地域経済の活性化、農林水産業の振興、特産品の育成・振興とブランド化の推進を掲げております。②の文章がございしますが、最後の段落にございます、また以下でございますが、ここでは、庵治石や松盆栽、漆器など特産品の育成と振興に努めるとともに、効果的な情報発信を行うなど、高松ブランドの確立に向けた取組を推進しますといたしております。

続きまして、35ページになりますが、③の、安定した魅力ある就業環境づくりでございますが、ここでは、就業環境の向上のための施策を展開することを、記載いたしております。

また、次の④の、人が行きかう多彩な交流の促進でございますが、国際化への対応と地域間交流を推進することを、施策として掲げております。

続きまして、36ページをお願いいたします。36ページは、5番目の目標でございますが、道州制時代に中枢拠点性を担えるまちでございますが、37ページのほうに、政策を記載しております。

まず、①の、拠点性を発揮できる都市機能の形成でございますが、施策といたしましては、拠点性を高める交通網の整備、中心市街地の活性化を掲げております。

次に、②の、快適で人にやさしい都市交通の形成でございますが、施策といたしましては、公共交通の利便性の向上、そして、自転車利用の環境づくりを掲げております。

次に、次のページになりますが、③の、計画的な市街地の形成でございますが、そこで、文章で書いておりますように、コンパクトで持続可能な集約型都市の構築に向け、計画的な市街地の形成を図るため、都市計画制度等の的確な運用により、適正な土地利用を推進するとともに、旧市域や合併地区の地域特性をいかした、地域における拠点性の確保を図りますといたしております。

次に、④の、魅力ある都市空間の形成でございますが、この文章でございますように、継承すべき美しい景観の保全など、都市景観づくりを推進することや、後段でございますが、海・水辺をいかしたまちづくりを推進し、地域に即した都市景観の創出に努めることといたしております。

次に、⑤でございます。高度情報通信社会に対応できる拠点機能の強化でございます。これは、市長のマニフェストでウルトラブロードバンドという言い方をしておりますが、それぞれ反映いたしまして、文章でございますように、すべての市民が情報化の恩恵を享受、実感できるよう、全市域を網羅する高速・大容量のブロードバンド・ネットワークの構築に向けて、情報通信基盤の整備を図ることなどを記載いたしております。

続きまして、39ページをお願いいたします。6番目の目標でございますが、分権型社会にふさわしいまちでございます。39ページの下のほうに、政策がございます。

まず、①の、コミュニティを軸とした協働のまちづくりでございますが、そこに、記載しておりますように、コミュニティを軸とした協働のまちづくりを進めるため、地域コミ

ユニティ組織の充実や活動の支援，活動拠点の整備・充実を図り，地域コミュニティの自立・活性化を支援すること。また，市民・NPO・企業・行政等がそれぞれの特性をいかにしながら，共通の課題に取り組む多様なパートナーシップによるまちづくりを推進することを記載いたしております。

次に，②の，社会の変革に即応した行財政運営でございますが，前段では，簡素で効率的な行財政システムの構築を図ること。また，本市における住民自治の基本理念や自治体運営の基本原則などを定める，本市まちづくりの最高規範としての自治基本条例を制定し，この条例に基づき，市民主体の市政運営を推進すること。そして，最後の段落では，都市間の連携や国・県，産学との効果的な連携を推進することを記載いたしております。

以上が，施策の大綱でございます。

続きまして，41ページを御覧いただきたいと思っております。41ページからは，主要指標ということで，人口指標や産業・経済指標などを記載しております。41ページには，人口指標を記載しておりますが，これにつきましては，新しい総合計画の最終年次でございます平成27年，それと，以後，5年ごとに，平成62年，西暦で申しますと，2050年までの本市の人口を推計いたしております。図が2つありまして，上側の図が，高松市の総人口の推計でございます。グラフの一番上に総人口を，ちょっと，小さい字で記載をいたしております。御覧になって分かりますように，本市の総人口につきましても，全国と同様に，減少傾向が続きます。総合計画の最終年次でございます平成27年には，409,000人になります。そして，一番右側でございますが，平成62年，2050年には，298,000人になると推計されております。

また，そのグラフの中で，年齢階層別の人口を書いておりますが，これを見ますと，一番右側の平成62年には，平成17年と比べますと，15歳未満と15歳以上65歳未満の人口が，おおむね半数となることが分かります。逆に，65歳以上の人口が，おおむね1.5倍になるというふうになっておりまして，少子高齢化が一段と進行することが，この図からも，お分かりになると思っております。このような形で，人口を推計したものでございます。

続きまして，44ページをお願いいたします。44ページは，5といたしまして，土地利用構想を記載いたしております。この土地利用構想につきましては，現在，高松市でもうひとつの計画でございます，都市計画マスタープランという計画の見直し作業を行っております。この内容と非常に関連いたしますことから，この整合性に留意する中で検討を

行っておりますが、現段階では、都市計画マスタープランの検討作業が、ここでお示しできる状況ではございませんので、このような形で、(2)と(2)以外のページにつきましては、空欄とさせていただきます。これにつきましても、原案を固めます時には、ここには、当然、都市計画マスタープランと整合性のとれた内容のものを記載いたしたいと、そのように考えております。

44ページの(1)に、将来都市構造の基本的な考え方について、記載をいたしております。今回は、この部分のみ記載いたしておりますが、ここでは、前段部分で、その基本的な考え方を記載しております。後段で、いわゆる、具体的な取組について述べております。後段部分、一番最後の段落でございますが、具体的にはということで記載しておりますが、少し読み上げますと、具体的には、中心部での都市機能の集約を図るとともに、各地域が特徴をいかしながら、地方中核都市ならではの都市的利便性と自然的環境を享受できる都市の実現に向け、都市計画の地域地区制度等の活用による、適正かつ合理的な土地利用の規制・誘導を図るとともに、都市機能の拡散につながるような郊外でのインフラ整備の抑制など、公共投資を効果的、効率的に行うほか、公共交通の利用促進に努め、高松市にふさわしい、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めますといたしております。

続きまして、46ページをお願いいたします。46ページまでが基本構想の部分でございますが、最後に、ふたつの項目がございます。地域別まちづくりと総合計画の推進ということでございますが、この基本構想の中では、そこに記載しておりますような総括的な記述にとどめまして、別途詳細に、記載をすることといたしております。ここでは、この程度の記載にとどめております。

それでは、次のページ、地域別まちづくりについて御説明をいたします。次の、47ページをお願いいたします。地域別まちづくりで、これは、先ほどの基本構想の外の部分になりますけれど、ここでは、詳細に記載をいたしております。

47ページに1として、地域区分の目的と考え方を記載しております。そこに記載しておりますように、地域区分は、地域の特性や課題を整理する中で、各地域のまちづくりの方向性を示すことにより、市民と協働して、個性と特色あるまちづくりを進めるためのものでございます。本市では、現行計画でも、このような地域区分を設定いたしております。地域別のまちづくりの考え方を示す中で、特色あるまちづくりを進めてまいりましたが、いわゆる、線引きの廃止でありますとか、近隣6町との合併ということがございまして、環境が大きく変化しております。

このようなことから、今回、新たに、地域区分の見直しをしようということですが、これにつきましては、その地域の土地利用の方向性でありますとか、地域の現状と課題、あるいは、地理的な形状、あるいは、歴史的なつながりなどを総合的に勘案して、地域区分を設定したものでございます。

次の、48ページを御覧いただきたいと思います。48ページが、ただいま説明しましたような考えに基づき、新たに、設定したエリアでございまして、御覧のように、市内の全域を、中央の都心地域と、中部、東部、西部、そして、南部、それぞれの地域の5つのゾーンに区分をするものでございまして、このゾーンを見るとお分かりのように、それぞれのゾーンのエリアの境界部分では重なりがございまして、このようなことで、5つの地域区分を設定したものでございます。

次に、49ページを御覧いただきたいと思います。49ページからは、それぞれの地域別に、まちづくりの考え方を記載したものでございます。49ページには、都心地域について記載をいたしておりますが、構成といたしましては、まず、(1)といたしまして、その地域の特性と課題を整理いたしております。また、(2)では、その地域における交通の現況を記載しております。また、(3)の、基本コンセプトにつきましては、現在、検討中ということで、未定稿という扱いにさせていただいております。そして、(4)の、まちづくりの方向のところでは、その地域のまちづくりの方向性を記載したものでございます。このまちづくりの方向性につきましては、これまでの市民意識調査の結果、建設計画の内容、地域審議会での御意見などを踏まえて、取りまとめたものでございます。

このようなことで、56ページまで、地域ごとに、その方向性などを記載しているものでございます。

それでは、53ページを御覧いただきたいと思います。53ページには、この国分寺地区が含まれます、西部地域についての記載がございまして、最初に、地域の特性と課題がございまして、その後に、交通の現況がございまして、次のページをめくっていただきまして、54ページには、(4)といたしまして、まちづくりの方向ということで、アからケまで、それぞれ、西部地域の今後の方向性を記載いたしております。一番最後のケにございまして、いろいろな記載しておりますが、それ以外のことにつきましては、上記のほか、国分寺地区のまちづくりは、建設計画に基づいて推進しますと、このような記載とさせていただいております。

以上が、地域別まちづくりでございまして、

最後に、57ページを御覧いただきたいと思います。57ページには、総合計画の推進ということで、これもまた未定稿とさせていただいておりますが、ここでは、この総合計画の進行管理について、詳しく記載をするという予定でございます。現段階では、未定稿とさせていただいております。申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

以上、走り走りで恐縮ですが、基本構想の素案について、御説明をさせていただきました。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（土井会長） どうもありがとうございました。ただいまの説明に関して、御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。なお、時間の関係もございまして、御質問と答弁につきましては、簡潔にお願いいたします。

○白井委員 はい。

○議長（土井会長） はい、白井委員さん。

○白井委員 白井でございます。まず、4ページですね。とにかく、例えば、時代の潮流ということで、6つ挙がってますね。私、これを読んで、一番最初に感じたのは、例えば、今度、新潟で地震がありましたね。その時に、結局、科学的な技術的な対応が、例えば、東京電力ができてなかったり、AED装備の消防車が出動していなかったり。

要するに、時代の潮流という点で言って、技術的な科学的な進展ということがいっぱいあって、私なんか年寄り、ついていけない時代になっているのですが。ちょっと見たら、

(1), (2), (3), (4), (5), (6)を見ても、それへの言及がないのではないかと。科学技術の進歩とか、そういうものに対して、高松の基本計画の中で、何かこういうことをしたいという、言うならば、長い視野に立った基本構想を考えているわけですから。

例えば、今から10年なら10年間に、どれだけ技術が進歩するかということは、もちろん、分からないわけですが。分からないけども、ある程度、分かっている面もあるのですね。そういう面の言葉が、私には、少し、見えないような気がする、6番の時代の潮流というものの中にね。何か悪く言えば、後追い後追いみたいな。これは、難しいこと言っていることは、分かるのですが。じゃ、おまえは、どれだけ、先が見通せるのか。私は、逆に、見通せないから、高松市の偉い人が、そういうことを、もう少し、触れてほしいと。

要するに、科学技術とか、そういう進歩発展に対して、こういうふう考えている、こういうふうに対応しようと思っている。それを、もっと、積極的に摂取してうけて行きたいというものが、6つも挙げる中に、ひとつぐらいあってもおかしくない。これだけ世の中が変わっているわけです。変わるだけでなく、進展しているわけです。何かここが

変わっている。例えば、少子高齢とか。これは、変わるのですね。変わっていくことに対応することは、もちろん、大事なのですが。もっと積極的に、受身でなくて、こういうことを思い切って試行して見ようとか、研究していこうとかという視点が、少しないような、私には読み取れなくて……。そこのところをどういうふうにお話し合いをなさったか。そういう点に関して、どういう点があって、こういうことがあったのだが、今回は、こういうことで行こうというのなら、それで、よろしいのですけど。少し受身というか、高松が頑張っ、先端を行こうというふうな意欲が、少し、失礼な言い方で申し訳ない。これは、難しいことを言っていることはよく分かるのですが、これをうまく、基本的にと 생각합니다。

それと、もうひとつだけ、具体的な点で。例えば、早明浦ダムの……ということで、雨の問題、水の問題を感じるのですが。県もやっているようですけど、ため池というものです。徳島県の人と話していると、すぐ、やられますね。ため池に、いっぱい水があるのに、何で、早明浦の水、吉野川の水をくれくれと言うのかと。香川県は、香川県の特色があることを、私、説明をするのですけれども。どっちにしても、ついこの間も池について、私の知っているところでも、池の持ち主とその池の下の人との間で、喧嘩があったようです。危ないから水を放流してくれと。へたに放流すると、責任をもって放流できるのかと…。

ため池については、県もやっているようですけど。高松の、例えば、司馬遼太郎さんは、空海の風景で、讃岐といえどにかく池なのだ。峠を越えて讃岐平野を見ると池がいっぱいある。空海もこれを見たのではないかと。僕は、見ていないと思うのですけど。そんなところから始まって、讃岐を考えると、環境的にも観光的にも生活的にも、池というのは、ため池というのは、大変なものだと私は思うのですけれども。それについて、ほとんど、触れていないのではないかと。これは、非常に、具体的で、小さいことですけども、しかし、僕は、大きいことだと思いますので。とりあえず、以上2点。

○岸本企画財政部長 はい。

○議長（土井会長） はい、岸本部長さん。

○岸本企画財政部長 はい、なかなか難しい……、躊躇しております。要は、科学技術がこれだけ進歩しているのだから、そのあたりを、高松としては、どうとらえていくのか。まあ、そういうことだろうと思います。確かに、そういう面を総合計画に入れていくというのも、ひとつの考え方だろうと思います。ただ、私どもが考えている、ここで、表現しておりますのは、その科学技術が進歩することによって、どれだけ、高松に、どういうメ

リットと言いますか、こういうことが期待できるのですよというようなことを書くという段階、レベルではないかと。市の総合計画でございますので、やっぱり、ある程度、ちょっと、背伸びしたらできるということは、書きたいなと思いますけれども。現実と、ちょっと、かけ離れたというようなことは、書きにくい面があるということは、御理解いただいたらと思います。そうしたら、高松として、そういう夢も抱かずに、総合計画を書くのかということになりますけれども。その部分は、国、県、市、お互い、どういうところができるのか、市町村として、何ができるのかという観点に焦点を絞っているということで、御理解をいただいたらと思います。

したがいまして、市として、国、県と連携していくというようなことについては、当然、言及していく必要があると思いますけれども、ちょっと、背伸びしすぎという部分については、遠慮しているというか、控えているということが現実と思います。

それと、水の問題でございますけれども、この水の問題というのは、香川用水がくることによって、どれだけ、香川県民、高松市民が、恩恵を受けたかということ、皆さん、実感として分かっていると思います。香川用水がきたら、何も心配いらぬのだということは、実は、空想だったということは、今、現実、そういう、感覚をもっておられると思います。

したがいまして、香川用水が100%なんじゃないのだと。そうしたら、やっぱり、自分で、自己水源と申しますか、というところをできるだけカバーしていくと。高松の場合、合併前に、約50まで自己水源率がいったと思うのですけれど。それが、合併によって、10%ぐらい落ちています。合併した市町につきましては、ほぼ、塩江町以外は、ほぼ、香川用水に頼っておったと。その比率をですね、再度、半分ぐらいには、早くもっていきたいというようなことは、私どもとしてもやっていきたい。

そうしたら、その時に、ため池をどう活用するのだということになるのですが。これも、非常に難しいです。はっきり申しあげて、非常に難しいです。ということは、吉野川の水もですね、何で、徳島に、あんなに、たくさん行って、香川に、こんなに、少ないのやということになるわけですけれども。要は、吉野川に流れている水というのは、徳島の県民と申しますか、そこに行くのであって。早明浦ダムを造ることによって、新たに、出てきた部分をどう分配するかという考え方で、あのような利水になっている。

そうしたら、ため池も同じなのですね。今、このため池を持っている、それは、本当に古くからの慣習と申しますか、水利権でございますので。その調節というのは、非常に

難しいと思います。

したがって、ため池をどういうふうと考えていくか。これも、水循環ということから言うたら、触れざるを得ないとは思いますが。想定できますのは、県も言ってますけれども、地下水なのですね。地下水をどう活用していくか。その地下水というのも、常時使うのか。それとも、渇水時に使うのか。そういうふうな、現実味のある取組をして行かなければいけないのではないかなというようなことを、今、想定いたしております。

ということは、通常時は、その香川用水から取ってもいいのだけれども、その香川用水がなくなった時に、地下水で、なんとか補えないのだろうか。それが、できるような体制というのですか、そういうのを、少し考えていく必要があるということをご想定しております。

ですから、白井さんの御質問に、まともには、答えてないというのは分かっているのですが、その辺で、御容赦いただけたらと思います。

○議長（土井会長） はい、白井委員さん。

○白井委員 始めから、難しいのは分かって申しあげたのですが。ただね、四国の中枢都市を目指すということを、片一方で言っていて、何か、高松が夢を語らないというのは、背伸びじゃないと思うのです。夢を語ってほしいと、やっぱり思うのです。夢としてね。すぐ、施策としては語れなくても、夢を語ってほしいと。四国の中枢都市を目指すということを、片一方で言っておいて、夢は何もない。現実のことばかりやるというのは、ちょっともったいない、残念であると僕は思います。ため池についてはですね、水の問題ではないのです。私は、観光の問題で申しあげたのです。はい、それで結構です。

○議長（土井会長） はい、加藤次長。

○加藤企画財政部次長 はい、若干、補足して説明をいたします。今、御意見がありました、科学技術の進展とか、そういうあれですけども。時代の潮流ということで、6つの視点をまとめております。これは、どういう視点から、とらえるかということだと思っております。先ほど、御質問の中にございましたように、今回、地震が起きたということは、この中の潮流の中の6つ目の安全・安心の確保ということ、こういうことをやっていきたいと思いますということ。その時に、手段として使うのが、科学技術の進展。当然、それは、やって行くのだという前提の下に。ですから、ちょっと、若干、この潮流というとらえ方が違うのかなと。環境問題に対応しますと。その中でも、当然、科学技術を使って行かなければいけないので。ちょっと、今回、こういう視線でとらえさせていただいたというこ

とで、当然、市としては、それを踏まえてやっていくということでございます。

それと、もうひとつ、ため池の関係。ちょっと、白井委員さんの御質問と、若干、ずれるかもしれませんが。一昨日、市長の定例記者会見がありまして、市長マニフェストの中に、水環境会議を設置すると言っています。それは、ため池も含めて、いろんな水に関わる方が一堂に会して。要は、どういったふうにして、水とつき合っていくかということ、この際、考えて見ようということをおっしゃいます。今年度中には、そういった会を立ち上げて、議論をしていくということになると思うのですが、そういったことも考えておられます。ただ、基本構想でございますので、ため池のことを、どこまで書けるかということはあるのですが。また、具体的に、実施計画の方では、そういったことも触れてみたいというふうに思っています。

○議長（土井会長） はい、どうも、ありがとうございました。白井委員さん、よろしいですか。他の委員さんで何かございませんか。

○佐々木委員 はい。

○議長（土井会長） はい、佐々木委員。

○佐々木委員 ひとつだけ、佐々木です。先ほど、最初の説明の中で、議会の議決を得るのはこの基本構想ですか。その議会の説明の中で、当然、地域別まちづくりとか、そういうことなども示されているということですか。そのあたりをちょっと確認してみたいと。

○加藤企画財政部次長 はい。

○議長（土井会長） はい、どうぞ。

○加藤企画財政部次長 今回、6月の末に、これを取りまとめて、公表いたしました。まあ、どういう見せ方をするかということなのですが。まず、基本構想の性格からいうと、具体的な事業は書くべきでないという国の考え方がありますので。それが、構想が議決の対象になるということですので、あくまで、構想にとどめておくべきである。ただ、それだけであれば、分かりにくいので、今回、このような形で、序論とかも含め、お示しをしたということでございます。

ですから、地域別まちづくり計画についても、基本構想の中では、総括的な記述にとどめまして。ただ、それでは分からないので、一体的なものとして、別に、具体的な、地域別まちづくり計画というのを、一緒に作成して、示しているというようなことでございます。

○議長（土井会長） はい、佐々木委員。

○佐々木委員 市議会に説明する中でも、そういうようなものも、前提として入れて、説明されるということですか。

○加藤企画財政部次長 はい、これとまったく同じものを全員協議会で説明をいたしました。ただ、議決の対象になるのは、この基本構想の部分だけで。ただ、それでは分かりにくいので、こういった形で、全体を説明させていただいたということでございます。

○議長（土井会長） はい、どうもありがとうございました。他に。

○中西委員 はい。

○議長（土井会長） はい、中西委員。

○中西委員 中西です。今日、いただいております、第4次高松市行財政改革計画（仮称）原案の上側に、市のホームページ等で公表していますというのはこれとこれですか。今日、帰って……。

○加藤企画財政部次長 基本構想の素案も、その行財政改革計画の原案も、全部、入っています。基本構想の素案で申しますと、素案をまとめて、いろいろな方の御意見をお聞きするという、いわゆる、パブリックコメントというのをやっています。ホームページに掲載しておりますし、支所の方にも置かせていただいて、御意見があればいただきたいということで、いろいろなところで、お示しして、意見をいただくようにしております。これ、8月の2日までやっております。

○中西委員 全市民に公表しているということになりますね。これ、内容ではないのですが、26ページ、施策のうえに、また、古代山城屋嶋城とありますが。これ、屋嶋城というのは……。嶋というのもあえて古い……。

○加藤企画財政部次長 担当課にも確認しましたが、正式名称だそうです。

○中西委員 これ、何か、間違っ書いたのかなあとと思ひまして。

○議長（土井会長） はい、いいですか、中西委員。他には。

○平岩委員 はい。

○議長（土井会長） はい、平岩委員。

○平岩委員 平岩と申します。これ、事前に資料いただいて、ずっと何回か読んだのですが、今、先ほど、話題に出ました時代の潮流、各方面をずっと照射して、私は、潮流をうまくとらえていると思います。

ただし、ひとつだけ、これ、安全・安心の確保というのは、私はレベルが、もう一段、高いと思ひました。私ども市民が求めているのは、安全・安心の確保、市民生活の上では

これだと思います。それと、危機管理ですね。いざというときに、本当に機能できる危機管理ですね。ですから、レベル、これ、並行的にしているのですが、安全・安心の確保というのは、一段、私は、高いと思いました。これ、ほかのいろいろとらえているのは手段、少子化・高齢社会の到来、環境問題、地方分権、これも財政再建ですね。協働のまちづくり、これも手段です。ライフスタイルも。だから、6番が、レベルとしては一番高いから、そのための手段と考えたらどうですか。いけませんか。

○議長（土井会長） はい、加藤次長さん。

○加藤企画財政部次長 ちょっと、確保という言い方があれなのかも分かりませんが。要は、安全・安心対策において、市民の方からの要請が非常に多いというようなことで、それが、まさしく時代の潮流、現在の状況であろうということにとらえております。

おっしゃいますように、恐らく、今、この部分が市民の方にとっては、非常に、求める部分ではないかというふうに思っております。かといって、(1) なんかですと、今、まさしく、人口減少社会に、どう対応していくかということもありますので、安全・安心の確保という言い方は、ちょっと、誤解を招くのもしれません。

要は、安全・安心に対するニーズが非常に強いということで、同じような潮流としてとらえているということで、御理解をいただけたらというふうに思っております。

○平岩委員 各方面を照射して、なかなか、とらえているなという感じです。

○議長（土井会長） はい、平岩委員さん、いいですか。もう、よろしいでしょうか。

○平岩委員 はい。

○議長（土井会長） 他にございませんか。特に御発言がないようでございますので、会議次第3の議事については、以上で終了いたします

会議次第4 その他

○議長（土井会長） 次に、会議次第4の「その他」であります。委員の方で何かありましたらどうぞ。ございませんか。

ないようであれば、事務局の方はありませんか。

○事務局（伊藤） 事務局は、特にはございませんが、既に、審議会の皆様方の方に御案内が行っていると思います。明後日21日、午後7時から、国分寺会館の方で、市長との対話集会が予定されておりますので、御時間の許す限り、御出席の方よろしくお願ひいたしたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土井会長） 以上で、本日の会議日程はすべて終了いたしました。

皆様方には、長時間にわたり御協議を賜り、また、円滑な進行に御協力をいただき、誠にありがとうございました。

会議次第5 閉会

○事務局（武下） これをもちまして、平成19年度第1回高松市国分寺地区地域審議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れ様でございました。今後ともよろしくお願ひ申しあげます。

午後7時3分 閉会

会議録署名委員

委員

吉 森 敏 久



委員

平 岩 久

